



石田幹夫

1

### 一 労働組合とは

「合同労組（ユニオン）物語」に入る前提として、そもそも労働組合とはどんな法律に基づき、どんな法律に基づき、どんな存在であるかなどから

入ることにする。

わが国では、今日労働組合の結成については自由設立主義が採用されており、関係官庁の認可、許可の必要はなく、自由に労働組合を結成し運営することが可能である。

そして昭和24年に法律第174号をもつて制定された労働組合法によつて、労働組合の結成、その運営について手厚い保護が与えられている。ちなみに、労働組合法第1条において「労使対等の理念に基づいて、労働協約を締結するための

労働組合の団体交渉を助成し、団体交渉を助成するために不可欠な労働者の団結及び団体行動を擁護する」と労働組合法の目的を明記している。

そして、この法律の目

標を達成するために、労働組合法では労働組合の活動について、市民法上の刑事責任及び民事責任を原則として免除する旨の規定も設けている。

さらに、労働組合法第7条によつて組合活動に対する抑圧行為を不当労働行為として禁止の規定を設けている。

特に団体交渉権について、労働者が使用者と労働条件などについて団体交渉を行う権利を保障して

おり、この権利の保護のために事業主側の不誠

実な団体交渉は、労働組合法第7条で「不当労働行為として禁止している。

### 評

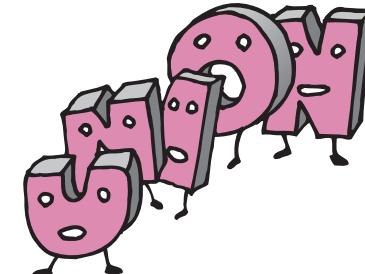
昭和20年8月15日の終戦を境にして、いわゆる戦前と戦後と様相は大きく変化していく。

戦前は日清戦争を契機

にわが国は富国強道を進み、軍人が大手を振つて闊歩し、一般大衆は隅へ隅へと追いやられていく時代であった。

敗戦直前には、学徒勤労員と称して、学生が軍需工場に派遣され、慣れぬ手つきで旋盤作業などを従事したものだ。

この時代には、労働関係法はみるべきものはないが、勿論労働組合の結成は承認されていなかった。これが終戦後間もない昭和22年に早くも「労働基準法」「労働者災害補償保険法」さらに昭和24年には「労働組合法」が施行となり、これまで完全に抑圧されていた労働運動が一気に噴き出し、労働勢力が急速に頭を持ち上ってきた。



業の倒産などにより失業者の急増など日本の社会経済は悲惨な波瀾を漂っていた。昭和25年6月に勃発した朝鮮戦争は特需景気をもたらし、底は浅いものの日本経済によく光が見え始め、やがては高度成長への道をたどることになる。

当時の労働組合団体「日本労働組合総評議会（総評）」の活動を目的にして、「むかし軍隊・いま総評」の言葉が生まれた。

この総評が、昭和年代に全国の中小企業対策として、約100名のオルグを各地に配置し、労働組合のない中小企業で働く労働者を対象とした、企業の枠を超えた労働組合の組織化に積極的に取り組んだ。

これが今日の労働組合の原点である。